鳥取県産業未来共創補助金 (成長・規模拡大型)

県が指定する重点分野において、同業他社に普及していない技術等を活用した <u>先進的な事業</u>について、「一般投資型」より一層手厚く支援する補助金です。 地域経済を牽引する波及効果の高い取組を重点的に応援します。

【補助メニュー・補助率一覧】

	成長·規模拡大型	
①固定資産 (土地·建物·設備)	基本補助率 20%	
②初年度リース・賃借料	補助率 50%	(契約期間5年以上のものに限る。)
③少額資産	補助率20%	(20万円未満の資産が対象)
④人材確保費用等	補助率50%	(1人当たり30万円・合計450万円が上限)
補助上限額	10億円	(ただし1年間の支払上限額は2億円まで)

[※]③④の補助額は合計で①固定資産+②リース・賃借料(5年分)の5%が上限

【補助要件一覧】

	成長·規模拡大型			
①投資額	3,000万円超の工場等の整	備		
	※固定資産への投資及び5年間分の賃付	昔料の計		
②対象業種	○製造業・ソフトウェア業・道路貨物運送業(県内本社のみ)等			
	○重点分野に係る取組であること。			
	○同業他社に普及していない技術等	を活用した先進的な事業であること。		
	○地域経済牽引事業計画または経営	革新計画の承認を受けた事業であること。		
	《重点分野》 ※詳細は裏面参照			
	1. 技術革新型産業	2. 未来挑戦型産業		
	3. 地域密着型産業	4. 国際需要拡大		
③新規雇用	5人以上(純増数)※以下の要件を満たす雇用者が対象1. 雇用保険の一般被保険者 2. 週の所定労働時間が30時間以上 3. 県内在住			
又は				
4雇用維持				
+付加価値額増	雇用維持+付加価値額の伸び率 年5%以上 (投資完了後1年間の伸び率で算			
	※雇用維持とは、雇用者の合計数が事業主都合により減少していないことをいう。			
	※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費			
		計年度の額の前年度比1年間の伸び率で算定。		
⑤事業者の要件	○認定申請の日時点で 法人設立後2年以上 が経過していること			
	○認定を受けようとする事業について十分な実績を有していること			
	○県内に事業所を設置して1年間以	上事業を継続 していること		

事業計画について、まずはお気軽にご相談ください。担当がご案内いたします。

【問合せ先】鳥取県商工労働部 立地戦略課

TEL:0857-26-7220 FAX:0857-26-8117 メール:ritti@pref.tottori.lg.jp 企業立地ガイド ☞ https://ritti-pref.tottori.jp/



【鳥取県産業未来共創条例による4つの重点分野】

① 技術革新型産業

● 次世代自動車、電子デバイス、半導体、フードテック、医療機器、創薬、バイオテクノロジー、先進的IoT機器、 航空機等の産業で、先進的な取組を行うもの

② 未来挑戦型産業

グリーントランスフォーメーション、宇宙産業等の産業で、先進的な取組を行うもの

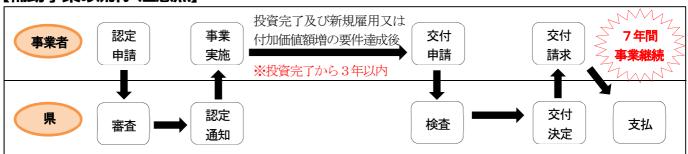
③ 地域密着型産業

● 県内の地域資源を活用した食品製造、技術革新型産業・未来挑戦型産業に係る事業と密接に関連する物流業、地域が直面する課題の解決に資する産業等の産業で、先進的な取組を行うもの

4 国際需要拡大

● 宿泊業、飲食サービス業、地域の観光資源の特件を生かした産業等で、先進的な取組を行うもの

【補助事業の流れ・注意点】



- 補助事業には完了後7年間の事業継続努力義務が課せられます。
- 補助事業で取得した財産(固定資産)には処分制限がかかります。(処分には知事の承認が必要です)
- 事業継続努力義務期間は毎年1回(10月予定)、事業状況報告書の提出が必要です。

【その他の制度】

☆<u>中小企業の新事業展開、事業継承、生産性向上、デジタル化等への取組</u>については、「産業未来共創補助金(生産性向上・事業継承等の促進)」の4段階の支援制度があります。

(補助額 最大200万円~1,500万円)

☆中小企業の調査研究・技術開発等への取組については、「産業未来共創補助金(研究開発・技術開発投資の促進)」の4段階の支援制度があります。

(補助額 最大100万円~1,000万円)

- ☆「成長・規模拡大型」の対象とならない取組については、産業未来共創補助金「一般投資型」の対象となる場合があります。 (補助率10%、補助上限額5億円、新規雇用3人以上/雇用維持+付加価値額の伸び率 年4%以上)
- ☆ソフトウェア業・コンテンツ関連事業等の先進的な新たな取組については、賃借料を補助する「先端的デジタル活用企業立地 促進補助金」があります。(補助率50%、最大1,000万円×5年、新規雇用5人以上)
- ☆このほか、県営工業用水道の給水契約をする事業者を対象とした排水処理施設の整備補助等があります。